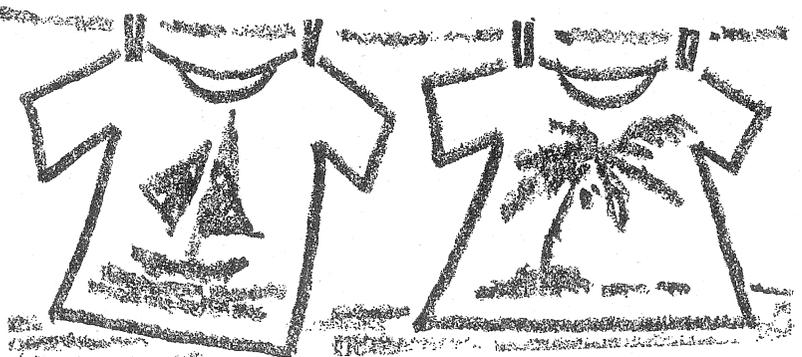
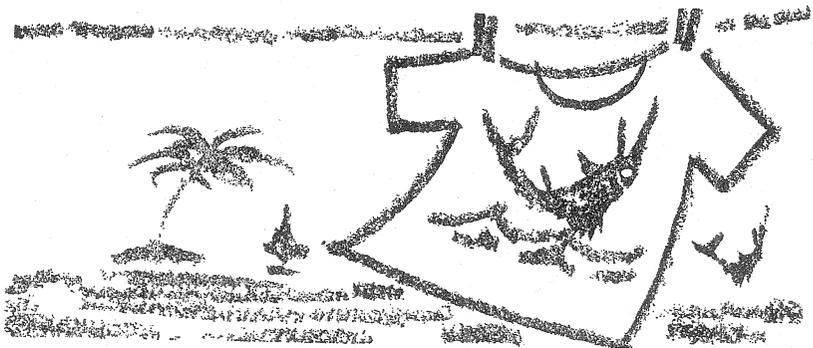


# 文部時報

昭和五十八年七月  
第一二七四号

## 特集 学習社会と図書館

学習社会における図書館の役割	北嶋 武彦	4
▽座談会		
図書館に期待する		8
(出席者) 澤田 正夫・林田 勇・五代利矢子		
津田 良成・(司会) 田中 久文		
情報化社会に対応した		
図書館職員の資質と能力	鳴海 元	24
諸外国における図書館ネットワークの整備	上田 修一	28
地域における新しい図書館活動の展開	元木 健	35
▽解説		
公共図書館の現状	社会教育局社会教育課	42
▽事例紹介		
他施設と連携した図書館活動	東 正昭	51
一部事務組合による図書館活動	滝沢 義雄	54



名古屋市図書館における レファレンス・サービス	山本 進	57
----------------------------	------	----

### 談話

「教科書の在り方について」の答申に当たって	高村中央教育審議会会長	60
中央教育審議会の答申を受けて	瀬戸山文部大臣	61
中教審答申		
「教科書の在り方」をまとめて	吉本 二郎	62
教科書の在り方について(答申)		67

海外教育ニュース	大臣官房調査統計課	73
教育長官、教員に対する能力給導入を提案(アメリカ合衆国) / 教員養成に関する政 府白書(イギリス)		
●文部省のまど		
地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関 する施策について	体育局体育課	77
教員の養成及び免許制度の改善について	大学局教職員養成課	83
学校教育法の一部を改正する 法律等の公布について	大学局技術教育課	88
医学及び歯学の教育のための 献体に関する法律の成立に ついて	大学局医学教育課	93
文化財紹介 ●函館ハリストス正教会 復活聖堂(斎藤英俊)		
名作シリーズ ●いでゆ (解説 小林 忠)		27
表紙 岩波甲三 カット 内部敬生		

## 地域のスポーツ、文化、芸術の 振興に関する施策について

国は、地域社会におけるスポーツ、文化の振興について「地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する連絡会議」（議長・瀬戸山三男文部大臣）を設け、検討を進めていたが、六月一〇日同連絡会議において具体的な振興策を取りまとめた。

### 文部省のまど

同連絡会議は、四月一日、閣議了解のもとに設置されたものであり、その趣旨は、地域のスポーツ、文化、芸術の振興に關し、関係行政機関相互の緊密な連絡を図り、もって総合的かつ効率的な諸施策を推進することにある。連絡会議の構成は議長が文部大臣、副議長が文部事務次官となっており、文部省をはじめ国土庁、農林水産省、労働省、建設省、自治省など関係一五省庁により構成されている。連絡会議には

関係行政機関の職員で構成される幹事会が置かれている。また、文部省内には、スポーツ、文化、芸術の各分野にわたり、地域社会において推進すべき諸施策を総合的に検討するため「地域のスポーツ、文化、芸術に関する省内連絡会議」を設けた。

連絡会議は四月一日の第一回の会合以來、六月一〇日までに六回開催された。第二回から第五回までの四回の会議においては、浅利慶太氏（演劇演出家）、堺屋太一氏（作家）、団伊玖磨氏（作曲家）など一六人の専門家の意見を聴取し、これらを参考としながら鋭意検討を進めてきた。この間、三回の幹事会と二回の省内連絡会議を開き、具体的な振興施策について調整を行いつながり、六月一〇日の連絡会議において

「地域のスポーツ、文化、芸術の振興について」を決定したものである。

この振興施策においては、スポーツ、文化、芸術活動は、住民それぞれの自己の充実、啓発や生活の向上に資するにとどまらず、地域社会への参加と連帯感を育てるものとしてその役割が極めて大きく、またその振興を図るためには国民一人ひとりの自主的・自発的な活動をより一層助長し、民間の活力を十分活用することが極めて重要であるという認識に立ち、国において、その振興に關する各種施策の効率的な推進を図るとともに、地方公共団体、特に地域住民に密着した市町村において、地域の実情に即した各種の施策が必要であるとしている。

そして重点施策として、①施設や場所の確保とその利用の活性化、②多様な事業の推進、③指導者の資質の向上とその活用、④地域住民のスポーツ、文化活動の普及啓蒙活動、⑤民間活力の活用——の五項目にわたり具体策をうちだした。また、これらの重点施策の推進にあたっては、関係省庁間、国と地方公共団体間の緊密な連携を図

るなど、国、都道府県及び市町村の推進体制の整備を図る必要があるとしている。

この振興施策を踏まえて、文部省として各都道府県知事、各都道府県教育委員会等に対して「地域のスポーツ、文化、芸術の振興について」（昭和五八年六月二四日文体部第八一〇号）をもって通知を出し、文部省関係の重点施策のうち特に次のような事項について積極的施策の推進の協力を要請したところである。

①「地域スポーツの日の設定」、②文化施設の無料公開日の設定、③「市民文化祭」の推進、④学校施設、国有林野、河川敷等の積極的利用、⑤青少年団体活動の推進、⑥豊かな自然環境のなかで教育を行う自然教室等の推進、⑦婦人、高齢者等のボランティア活動の促進、⑧スポーツ相談員等の配置促進、⑨情報サービス事業の推進と指導者の資質の向上、⑩民間活力の積極的活用。

今後、各地域においては、「振興施策」の主旨を踏まえ、地域のスポーツ、文化、芸術の振興をより一層推進することが望まれるところである。

### 地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する施策について

昭和五八年六月一〇日  
地域スポーツ、文化、芸術の振興に関する連絡会議

#### 一 趣 旨

国民の一人ひとりが身体的かつ精神的に健全で充実した生活を送るためには、その生活の基盤である地域社会を真に潤いと活力に満ちたものとするのが肝要である。

このような地域社会を実現するためには、行政の広範囲にわたる各段の施策が必要であるが、なかでもスポーツ、文化、芸術の振興は、自己の充実、啓発や生活の向上に資することはもとより、住民相互の交流を深め、地域社会への参加と連帯感を育てるものとしてその役割には極めて大きいものがあり、国においては、従来からスポーツ、文化、芸術の振興に関し、活動の場の提供、地方公共団体及び民間団体等の活動の支援など種々の施策を講じてきたところである。

今後その一層の振興を図るためには、国

民一人ひとりの自主的、自発的な活動をより一層助長し、民間の活力を十分活用することが極めて重要であり、国における地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する各種施策について、このような時代の要請に沿うよう見直しを行い、効率的な推進に努める必要がある。

また、地方公共団体、特に地域住民に密着した市町村において地域の実情に即し、地域の住民が広くスポーツ、文化、芸術活動に親しみうるような方策が講じられるよう都道府県及び市町村に要請するとともに、国は所要の措置を講じるものとする。

#### 二 地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する重点施策

(1) 地域におけるスポーツ、文化、芸術の振興のための多様な場の確保とその利用の活性化

従来より進めている地域住民のためのスポーツ施設、社会教育施設、文化施設等各種施設の計画的整備を進めるとともに、既存施設について、利用する住民の立場に立つて事業の企画、利用時間、利用方法等の運営方法等の見直しを行い、その利用の活

性を図る。また、大学の体育施設や演習林の積極的利用等学校開放の一層の推進、国有林野の多目的利用、都市公園等の計画的整備及びその利活用の一層の推進、自然公園等自然環境における野外活動施設の利活用、河川敷のスポーツ活動等の場としての計画的利用、企業施設の市民開放等、スポーツ、文化、芸術活動の多様な場の確保に努める。

(2) スポーツ、文化、芸術の振興のための地域に即した多様な事業の総合的推進  
子供から高齢者まで住民の一人ひとりが自由時間や余暇を十分活用し、主体的にスポーツ、文化、芸術活動を楽しみ相互の連帯感が深められるよう、公営スポーツ施設の一斉開放やスポーツ教室等を盛り込んだ地域スポーツの日の設定、住民参加による学習文化活動の総合的事業としての市民文化祭等各種事業の開催、青少年等の団体活動やボランティア活動の奨励、自然教室をはじめ児童生徒の大自然の中での野外活動の推進を図るとともに、地域伝統文化・産業の継承等地域に即した多様な事業を総合的に推進する。また、これらの事業を通じ

青少年を心豊かに、かつ、たくましく育て、高齢者が生きがいをもって生活が送れる地域社会の形成に努める。

(3) 指導者等の資質の向上とその活用  
地域におけるスポーツ活動や社会教育活動における指導者の登録及び紹介事業を推進し、専門家のみならずボランティア等高齢者や主婦を含め幅広い人材を発掘し、その適切な活用を図る。また、指導者等の資質の向上を図るため、指導者研修の充実に努めるとともに、新たに指導者の資格付与のあり方について検討を進める。

(4) 地域住民のスポーツ、文化、芸術活動の普及啓蒙等  
健康増進や自然保護等を含め、地域のスポーツ、文化、芸術活動に関し、各種メディア等を利用した普及啓蒙活動を推進するとともに、テレフォンサービス等情報提供事業等を推進する。また、高齢者を含め、住民一人ひとりが自らの体力・健康状態に応じた運動を励行できるよう学識経験者・医師等を活用したスポーツ相談事業や健康増進事業を推進する等住民のニーズに即した各種相談・指導事業の充実に努める。更

に、地域文化等の振興に功勞のあつた個人及び団体の表彰を実施する。

(5) 地域における民間活力の活用によるスポーツ、文化、芸術の振興施策の推進  
スポーツ、文化、芸術活動に関し、各種事業の実施、施設の設定運営あるいは民間の各種活動に対する助成等を行う全国レベル・地方レベルにおける民間公益法人の整備拡充あるいは、指導者の育成のための奨学資金の給与、事業資金の給与などその事業の推進等を民間公益法人や企業に対し要請する等、民間活力のより一層の活用を努める。

(6) 上記の(1)～(5)までの施策の内容は、別紙のとおりとする。

#### 三 地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する推進体制

国は、地方公共団体や民間団体の自主的な活動を一層助長するため、関係省庁の連携を密にしたがら行政の役割及びその範囲についての見直しに対応しつつ、地域のスポーツ、文化、芸術に関する諸施策の効率的な推進に努めるものとする。

また、地方公共団体に対し、国と同様、

## 文部省のまど

的に推進する。また、これらの事業を通じ

- ⑧ 広域的な文化活動圏の中核となる大規模施設の計画的整備〔文部省、国土庁、建設省、自治省〕
- ⑨ 土庁、通産省、建設省、運輸省
- ⑩ 地域のスポーツ少年団、ボーイスカウト等の青少年団体の活動及び児童、生徒の学校外におけるスポーツ、文化活動等の推進〔文部省、国土庁、厚生省〕
- ⑪ 青少年、婦人、高齢者等が積極的に参加する地域におけるボランティア活動の推進〔文部省、厚生省〕
- ⑫ 施設の開放を含む「地域スポーツの日」の設定、地域住民全体が参加する運動会、健康ウォーク、トリム運動、市民文化祭、郷土芸能大会、ふるさと祭、映像文化祭等の各種行事の実施促進〔文部省、厚生省、通産省、郵政省〕
- ⑬ 移動芸術祭、こども・青少年芸術劇場、巡回美術展等優れた芸術、文化に地域住民が直接接する機会の確保〔文部省〕

- ① 地域文化、産業文化の担い手である伝統的工芸品産業の振興〔通産省〕
- ② スポーツ教室、市民大学講座、老人大学等各種学習活動や訓練の促進〔文部省、郵政省、労働省〕
- ③ 新広域市町村圏計画に基づく文化、スポーツ、レクリエーション等の分野における広域サービスシステムの整備の推進〔自治省〕
- ④ 地域文化、産業文化の担い手である伝統的工芸品産業の振興〔通産省〕
- ⑤ 郷土史や郷土芸能、伝統産業・工芸等郷土に関する研究や学習、文化財愛護活動等の推進〔文部省〕
- ⑥ 少年自然の家の青少年活動をはじめ各年齢層が行う野外活動の推進〔文部省〕
- ⑦ 余暇・レクリエーションに関するビジョンの検討、余暇・レクリエーション関連産業の実態調査、余暇・レクリエーションをテーマとした地域計画の策定等の余暇開発及び自由時間活用に関する調査研究〔経企庁、通産省、運輸省、文部省、建設省〕
- ⑧ 指導者等の資質の向上とその活用について
- ⑨ 地域に在住するスポーツ、文化、芸術

- ① 学校開放の一層の推進〔大学の体育施設、演習林の積極的利用等〕〔文部省〕
- ② 国有林野の多目的利用〔自然探勝、スキー場、学校部分林、森林浴等〕〔農水省〕
- ③ 都市公園〔国営公園、運動公園、カルチャーパーク、コントロールパーク等〕、自然公園〔長距離自然歩道、野営場等〕、歩行者専用道、大規模自転車道等の整備〔建設省、環境庁〕
- ④ 河川敷のスポーツ活動等の場としての計画的利用の促進〔建設省〕
- ⑤ 企業施設の市民開放の促進〔通産省〕
- ⑥ 地域住民のためのスポーツ施設、社会教育施設、文化施設、文化財保存施設並びに児童厚生施設及び中小企業勤労者等のための諸施設の計画的整備と活用〔文部省、国土庁、厚生省、通産省、郵政省、運輸省、労働省、自治省〕
- ⑦ 史跡、名勝、歴史的建造物、伝統産業振興施設等と一体となった地域の伝統的・文化的環境の保全の推進〔文部省、国土庁、厚生省、通産省、郵政省、運輸省、労働省、自治省〕
- ⑧ 優れた才能をもつ人材や、高齢者・主婦の有する知識・経験の積極的活用を図るとともに、指導者、後継者の育成、登録、紹介等事業の推進〔文部省、厚生省、農水省、通産省〕
- ⑨ 関係団体等との協力による指導者の資格付与のあり方の検討と指導者研修の充実〔文部省〕
- ⑩ 地域住民のスポーツ、文化、芸術活動の普及啓蒙等について
- ⑪ 体育・スポーツ、レクリエーションの振興等により活力ある社会を築くことを目的とする体力づくり国民運動の展開〔総理府外一二省庁〕
- ⑫ テレフォンサービスや広報紙その他の各種既存メディアの活用によるスポーツ、文化、芸術活動に関する情報提供活動の活発化及び情報提供機構の整備促進並びに新しい情報通信システム、情報提供システムの開発普及の促進〔文部省、通産省、郵政省〕
- ⑬ スポーツ、文化、芸術活動等に自ら参加し、主体的に活動しようとする個人に対する相談、指導事業の推進〔文部省〕

- ① 地域住民や関係団体、企業の大代表者等を含めた委員会の設置など地域住民の意見等が十分反映でき、かつ、民間の活力の十分な活用が図られるよう体制を整備すること。
- ② 事業の実施に際しては、必要に応じ、都道府県及び周辺市町村と調整を図りつつ、国の諸施策を地域の実情に即して、効果的に活用すること。

- ③ 広く地域住民、民間団体等に、スポーツ、文化、芸術活動への参加、協力を呼びかけ、その振興に努めること。
- ④ 都道府県に対し、次の点に留意して、地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する都道府県としての施策を実施するとともに、市町村の行う各種施策が効果的に推進され、また、民間団体等の活動が活発に行われるよう市町村及び民間団体等に対し必要な指導、助言等を行うよう要請する。
- ⑤ 都道府県が直接、地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する事業を実施する場合は、関係市町村と緊密な連携を図り、当該市町村におけるスポーツ、文化、芸術活動の効果的振興が図られるよう配慮すること。
- ⑥ 市町村の実施する各種施策が一定の文化活動圏の広がりのなかで調和のとれた効果的なものとなるよう関係市町村相互の連絡調整に努めること。
- ⑦ 地域におけるスポーツ、文化、芸術活動に関する重点施策の内容
- ⑧ 地域におけるスポーツ、文化、芸術活動の連絡調整に努めること。

- ① 学校開放の一層の推進〔大学の体育施設、演習林の積極的利用等〕〔文部省〕
- ② 国有林野の多目的利用〔自然探勝、スキー場、学校部分林、森林浴等〕〔農水省〕
- ③ 都市公園〔国営公園、運動公園、カルチャーパーク、コントロールパーク等〕、自然公園〔長距離自然歩道、野営場等〕、歩行者専用道、大規模自転車道等の整備〔建設省、環境庁〕
- ④ 河川敷のスポーツ活動等の場としての計画的利用の促進〔建設省〕
- ⑤ 企業施設の市民開放の促進〔通産省〕
- ⑥ 地域住民のためのスポーツ施設、社会教育施設、文化施設、文化財保存施設並びに児童厚生施設及び中小企業勤労者等のための諸施設の計画的整備と活用〔文部省、国土庁、厚生省、通産省、郵政省、運輸省、労働省、自治省〕
- ⑦ 史跡、名勝、歴史的建造物、伝統産業振興施設等と一体となった地域の伝統的・文化的環境の保全の推進〔文部省、国土庁、厚生省、通産省、郵政省、運輸省、労働省、自治省〕

- ④ 高齢者を含め国民各層が自らの体力・健康度に応じた運動が励行できるようスポーツ相談事業、健康増進事業等相談、指導事業における学識経験者や医師等の活用〔文部省、厚生省〕
- ⑤ 「自然保護憲章」の普及啓蒙や「愛鳥週間」等による自然保護思想の高揚〔環境庁〕
- ⑥ 文化財保護強調週間等による文化財愛護思想の高揚〔文部省〕
- ⑦ 文化団体関係者や文化担当関係職員の集う「文化振興会議」の開催による地方の文化の振興〔文部省〕
- ⑧ 「潤いのあるまちづくり」シンポジウムの実施等による地域の個性を生かした美しい潤いあるまちづくりの促進〔建設省、自治省〕
- ⑨ 地域における民間活力の活用によるスポーツ、文化、芸術の振興施策の推進に
- ⑩ スポーツ、文化、芸術活動に関する全

- 国レベル・地域レベルにおける民間公益法人組織の整備拡充、事業の推進等による民間活力の活用〔文部省〕
- ② 体育指導委員、社会教育指導員やスポーツ、文化、芸術に関する各種民間団体の指導者、企業の有する人材等民間指導者の積極的活用〔文部省、通産省〕
- ③ 民間事業者によるスポーツ、レクリエーション施設の整備に対する金融機関による融資の推進〔運輸省等〕
- ④ スポーツ、文化、芸術産業の健全な育成〔通産省、文部省〕
- 文教関係の地域のスポーツ・文化・芸術の振興策
- ◎「地域スポーツの日」の設定  
毎月特定日曜日を「地域スポーツの日」とし、公営のスポーツ施設の無料開放やスポーツ教室の開催等により、住民のスポーツに対する関心を高めスポーツへの参加を促進する。
- ◎文化施設の無料公開日の設定  
国・公立の文化施設（美術館、博物館等）が特定の日を定めてその施設の無料開放や鑑賞講座開催等を行うことにより住民

の文化活動への参加を促進する。

◎「市民文化祭」の推進  
住民参加による地域活動を総合的に実施するため、公民館等を中心に、ふるさと祭り、郷土芸能大会等の地域にねざした各種の文化活動を推進するほか学級、講座、グループ活動の成果を発表する場として「市民文化祭」の開催を推進する。

◎学校施設、国有林野、河川敷等の積極的活用  
大学の体育施設や演習林の積極的利用等学校開放の一層の推進、国有林野の多目的利用、河川敷のスポーツ活動等の場としての計画的利用、企業施設の市民開放等について関係省庁の協力のもとにスポーツ活動の場所の開拓に努める。

◎青少年団体活動の推進  
青少年に豊かな生活体験を与え自立心や連帯感を養うとともに、たくましい心身を育てるスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等の異年齢集団による組織的活動を推進する。

◎豊かな自然環境のなかで教育を行う自然教室等の推進

文部省のまど

児童・生徒が豊かな自然の中で少年自然の家等を活用した自然教室等の野外活動を推進する。

◎婦人、高齢者のボランティア活動の促進  
婦人や高齢者の伝統文化の継承、レクリエーション指導、自然・文化財愛護等の地域における各種ボランティア活動への参加を促進し、地域文化の向上に資する。

◎スポーツ相談員等の配置促進  
スポーツ相談員の配置等、スポーツに関する学識経験者や医師の協力のもとに、スポーツ相談事業を普及促進し、子供から高齢者まで地域住民一人一人が自分の年齢、体力、健康等に合った適切なスポーツを楽しむるように努める。

◎情報サービス事業の推進と指導者の資質の向上  
「テレホンサービス」等地域のスポーツ、文化、芸術活動に関する施設、指導者、行事、組織、団体等の情報提供事業を推進する。

また、指導者の資質の向上のためその資格付与のあり方について検討を進めるとともに指導者の研修の充実を努める。

◎民間活力の積極的活用  
スポーツ、文化、芸術に関する施設の設置運営、各種事業の実施あるいは、民間の各種スポーツ、文化、芸術活動に対する助成を目的とする公益法人の設立やその活動の活発化に努める。

◎地域文化功労者及び団体の表彰制度の新設

地域の芸術の振興、文化財愛護活動等に多大の貢献があった者及び団体に対し、都道府県教育委員会の推薦により、文部大臣から表彰を行う。

(体育局体育課)

次号目次

特集 これからの学校給食  
今後の学校給食に望む 岩橋 延直

座談会

豊かな学校給食づくりをめざして  
(出席者) 栄久庵憲司・棚原 増美・鶴本富士子

井上 満敏・(司会) 玉木 正男

生徒指導に生かす学校給食 坂本 昇一

諸外国の栄養教育の実情に学ぶ 香川 芳子

解説

学校給食運営の改善充実について

体育局学校給食課

事例紹介

福岡県大刀洗町立本郷小学校

鹿児島県川辺町立共同調理場

群馬県教育委員会保健体育課

現地ルポ

岩手県大野村教育委員会

福岡県学校給食総合センター

編集後記

▽近年、生涯教育、あるいは生涯学習というようなことが盛んに言われ、各地でいろいろな学級・講座や、民間の教育・文化事業など、様々な学習の機会が提供されてきているが、学習活動が盛んになるにつれて、学習者に対する的確な学習情報の提供や、学習相談体制の整備充実が、重要な課題となってきた。公共図書館は、これまで学習資料とか学習情報の提供という点で大きな役割を果たしてきたが、学習社会の到来ともなれば、図書館への期待はますます大きくなるだろう。  
▽ただ、今後はコンピュータやINS(高度情報通信システム)などの発達によって、情報の取り扱われ方が非常に大きく変わってくるだろう。公共図書館が、学習者の多様なニーズに対応するために、情報化社会に適切に対処することも大きな課題だろう。  
▽去る六月三日、中教審が「教科書の在り方について」答申をした。ここに、二年、教科書をめぐっていろいろな話題が提供されたが、本誌では教科書小委員会の座長を務められた吉本二郎先生に、審議会の考え方などを執筆いただきました。読者の皆さんの熟読をご期待します。(企画室)

MEJ 61 月刊 「文部時報」 7 月号 第1274号

著作権  
所 有

文 部 省

昭和58年7月5日 印刷  
昭和58年7月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号

(郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地

(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)

振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社行政学会印刷所

定 価 2 5 0 円 (〒50円)

年間購読料 3 0 0 0 円 (〒共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店をお願いします